



みんなの
法務部

2025年4月号

Vol. 13

月刊ブライト

弁護士法人ブライト みんなの法務部 事務所報

音声革命～記録とAIが 変える未来

代表弁護士 和氣 良浩
近年、テクノロジーの進化により、音声データの記録・活用が飛躍的に向上しています。特に、電池の小型化により2ヶ月以上持続する録音機や、超小型で24時間365日録音可能なデバイスの登場は、私たちの生活やビジネスに新たな革命をもたらしています。

アップルウォッチやスマートリングなどのウェアラブルデバイスが普及し、心拍数や健康状態を測定することが当たり前になりました。しかし、それに加えて、「どこで」「何をしていたのか」「何を話したのか」といった情報もデータとして記録される時代になりつつあります。

マザーテレサの言葉にあるように、「考えは言葉となり、言葉は行動となり、行動は習慣となり、習慣は人格となり、人格は運命となる」という考え方は、まさに現代の音声記録技術と深く結びついています。私たちの言動は、自己の形成において重要な役割を果たしていると言われています。

AIによる音声分析とコーチングの可能性

録音技術が向上しただけでなく、AIが音声を分析し、データ化・要約する技術も発展してきているようです。これにより、自分が「どのように話してい

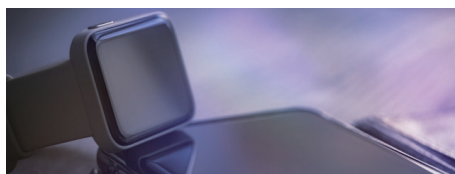
るか」「何を考えているか」といった客観的なデータを取得し、振り返ることが可能になるのではないのでしょうか。データが蓄積、分析されることで、過去との比較や自己改善がより効果的に行えるようになるのではないかと期待しています。

このような技術を活用した新たなコーチングの形も生まれるでしょう。自分で音声データを見直すだけでなく、プロのコーチに分析してもらうことで、より深い自己理解と成長につながる可能性があります。

録音の活用と注意点

すでにスマートフォンやLINEの音声機能は、裁判の証拠としても活用されています。今や、録音は単なる記録手段ではなく、法的な場面でも有力な証拠として認められる時代です。ただし、重要な場面では適切に録音を行うことが必要です。記録の有無が、将来的なトラブルを左右することもあるため、少しでも重要な会話であると思えば録音することをお勧めしております。

音声革命は、自己改善・ビジネス・法的活用のすべてにおいて大きな可能性を秘めています。この技術を積極的に取り入れ、未来の成長に活かしていきたいと強く思います。



役員変更の登記を忘れたら、 経営者に「前科」がつく？

パートナー弁護士 笹野 皓平
役員の任期が終了した後、間をおかずに同じ人が役員に選任（再任）された場合、役員変更の登記は不要でしょうか？

この問いに対し、「不要である」と考えている方は、少なくないのではないのでしょうか。また、そもそも、登記手続や役員選任の履歴などについて、全くといっていいほど把握していない経営者の方も、散見されます。

このような場合も、登記事項に変更が生じますので、忘れずに役員変更の登記を申請する必要があります。失念しないよう、法務省なども、注意喚起を行っています。

過料金は「前科」か？

では、こうした必要な登記手続を怠った場合、その会社の代表者は、どのようなのでしょうか。

結論からいえば、裁判所から100万円以下の「過料」に処される可能性があります。「過料」といえば、「前科」がつくと思われるかもしれませんが、

しかし、「過料」は、行政上の秩序を維持するための制裁的手段としての役割を持つところ、刑罰である「科料」や「罰金」とは異なるものですから、

お金（過料金）の納付を強いられる一方で、「前科」にはカウントされません。読み方が同じであるため、刑罰である「科料」と紛らわしいと思われる方もいるでしょう。

もちろん、「前科」に当たらないからといって、必要な登記手を怠ったまま放置しておいてよい、といったことにはなりません。言うまでもなく、経営者として、法が定めた手を怠らないことは、とても大切なことです。また、こうした登記手の懈怠が、ひいては、経営権争いを招来したり、代表者としての地位を失うきっかけになったりすること、あります。

そのため、経営者であれば、自社の経営基盤を盤石にするためにも、一見、些細なことのように思われるこうした登記手続についても、日頃から、きちんと目を光らせておく必要があります。弁護士法人ブライトは、企業クライアントの皆さまに対し、こうした事柄のチェックも含めた「法務ドック」（企業版「人間ドック」）を実施しています。法務ドックを通じて、登記手続の懈怠が明らかになるケースもあります。

権利の実現は難しい

弁護士 嶋本 敦
サービスを提供したのにお金を払ってもらえない、物を買ったら壊れていた、交通事故に遭いケガをした等々、私たち弁護士にはいろいろなトラブルのご相談をいただきます。トラブルが任意に解決できない場合は訴訟提起が選択肢となります。

判決だけでは「絵にかいた餅」

訴訟では、原則として金銭での支払が命じられることになりますが、勝訴判決は、債務者に対して、単に「債権者に対してx x円を支払え」と命じるのみであり、実際に支払われるかどうかは別の話です。任意で支払ってもらえなければ「絵にかいた餅」ということになります。

ナマの国家権力による権利の実現

法治国家では私人による自力救済は禁じられていますから、国家権力によって判決内容に書かれた「権利を実現」する必要があります。これが「強制執行」です。判決文等（「債務名義」といいます。）の記載に従い、債務者の財産を強制的に奪い、これを債権者に引き渡すというナマの国家権力の発動です。ここでの債務者の「財産」とは、大きく分けると①不動産、②準不動産、③債権その他の財産権、そして④動産に分けられます。①不動産は、債務者所有の土地建物を強制的に競売にかけるという手続です。②準不動産とは、自動車、船、航空機など、登記や登録できる動産であり、手続は①に準じます。③債権等の代表は銀行口座です。ただし、債務者がどこに土地や建物を持っているのか、どの銀行に口座があるのかについては、債権者が調べなければなりません。財産開示手続や、弁護士会を通じた照会手続など、一定のツールはあるものの、限界もあります。

動産執行のインパクト

そこで④動産執行という方法もあります。これは、債務者が所有する動産を差し押さえて競売にかけ、売却すると

いう方法です。なお、動産の典型例が「現金」で、債務者の事務所レジに現金があれば、それをそのまま入手できます。貴金属や宝石も、競り売りの対象になります。家財道具等は昔のドラマではペタペタと紙を貼るシーンがあったかもしれませんが、実際には価格がつかず費用倒れになるため差押えの対象にならないことがほとんどです。パソコンやスマホは、中のデータを抜いてハードのみにしないと差押えできません。他方で、執行官が実際に債務者方に臨場して強制的に執行するというインパクトは大きく、債権者の強い姿勢を示すことで、その後に債務者との間で分割払いなどの協議がまとまる場合もあります。

予防が肝要

いずれにしても勝訴判決を取れる見込みがあったとしても、その実現には、国家権力の慎重な発動という観点から、判決取得とその実現という手続を経る必要があります。時間も費用もかかります。予防できるトラブルは事前に回避することが肝要に思われます。

ゴールデンウィーク休業期間

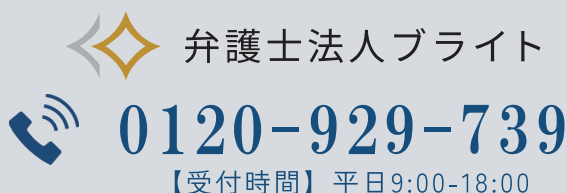
MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
			→	4/ 25 営業	26 休業	27 休業
28 営業	29 昭和の日 休業	30 営業	5/ 1 営業	2 営業	3 憲法記念日 休業	4 みどりの日 休業
5 こどもの日 休業	6 振替休日 休業	7 営業	→			

ゴールデンウィーク期間は暦通り（カレンダー通り）のお休みとさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

CORPORATE
SITE



SERVICE SITE



MAIL



LINE



送付の停止をご希望の場合は、お手数ですが kigyo@wk-gl.com へご連絡をお願いいたします。